

「都市内物流の効率化に関する研究会」について

1. 趣旨及び概要

- (1) 都市内物流のグリーン化については、「総合物流施策大綱(2005～2009)」において、効率的で環境にやさしい物流の実現の観点から、中心市街地を始めとする都市内においては、道路上での荷捌き等が交通渋滞等を引き起こしており、都市内交通の円滑化や、歩行者の安全等を確保するために、きめ細かな交通規制の実施、荷捌き施設等の整備により、無秩序な荷捌きによる交通渋滞を解消していくことが重要であるとしており、施策の推進体制として、広く地域の関係者の参画による協議の場を設け、「より良いまちづくり」の見地から、輸配送の共同化、荷捌き施設や駐車帯の設置、きめ細かな駐車規制、混雑時間帯を避けるための集配時間帯の設定等の対策を講じていく必要性に言及している。また、「大綱」では、これらの対策により、交通の安全の確保や混雑の緩和、環境問題の改善が図られることは、歩いて楽しいまちづくりにつながり、中心市街地の活性化や都市観光の振興にも寄与すると指摘している。
- (2) さらに、本年6月の道路交通法の一部改正法の施行により駐車規制が強化されることから、集配用トラックの駐車場の確保、2人乗務制の実施、軽車両による集配作業の実施など新たな対応を必要としていることや「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」が来年秋にも施行予定であることから、中心市街地への商業集積が復活する機運が高まりつつあるが、インフラ上の制約もあり、円滑な物流の確保に支障が出ることも多く、まちづくりの観点からの総合的な対策が必要となっている。
- (3) 加えて、過度なジャストインタイム輸送や多頻度・小ロット輸送の見直し、「店着価格制(商品価格と運賃が一体となって、店舗への納品価格となっていること)」といった輸送サービスの高度化が運賃に反映されない仕組みを見直すなど、都市内物流の効率化に制約を与える要件となっている荷主企業と物流事業者間の取引条件や商慣行の改善について検討を行う必要がある。
- (4) また、都市内物流のグリーン化・効率化の進展により、都市内の交通混雑の緩和や環境問題の改善を図ることで都市観光の振興を図ることや、超高齢化社会の到来により買い物、食事、趣味、医療など、普段の生活を営むうえで必要な機能が身近なところで充足され、徒歩で用事が済むようなまちづくりを進めるにあたり、都心の高密度空間において、ライフラインとして重要な役割を果たす物流について、どのように円滑なサービスの提供を維持・確保していくか、都市機能を支えるきめの細かい都市内物流対策の推進が必要となっている。

- (5) 以上のことを背景に、学識経験者等からなる「都市内物流のグリーン化に関する研究会」を開催し、都市内物流対策の成功事例等を分析した上で、都市内物流のインフラ面及びソフト面の課題の現状把握を行う。さらに、都市内物流対策は問題を抱える各地域ごとに地域の実情に即して、荷主企業、物流事業者、ビル管理者、地方公共団体等の関係者が連携して取り組んでいくことが重要であるため、各地の先進的取組みや成功事例、貨物の集配システムの共同化など効率化の促進方策及び各種の支援策の紹介を通じ、都市内物流のグリーン化の取組みの実効が挙がるようバックアップするため、「都市内物流対策トータルプラン（仮称）」を策定する。